社会福祉法人　礼拝会　評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人礼拝会（以下「本会」という。）の評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、該当各号の定めることによる。

（１）評議員とは、定款第五条による者をいう。

（２）役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とし専ら法人運営に専従する者をいう。

（４）非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（６）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

２　常勤役員に対しては、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

３　非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表３に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する非常勤役員及び本会の給与規程に基づき給与の支払いを受ける非常勤役員には、支給しない。

（報酬支払方法）

第4条　前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条　本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されたものとする。

３　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第6条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第7条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則　この規程は、2018年（平成30年）4月1日より施行する。

別表１　評議員の報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 | 報酬日額（1人当たり） |
| 評議員 | １２，５１０円 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 | 報酬日額（1人当たり） |
| 理事長 | １２，５１０円 |
| 理事 | １２，５１０円 |
| 監事 | １２，５１０円 |